



島根県報

平成29年9月1日（金）

第2,934号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

| | | |
|------------------------|-------------|---|
| 平成29年度地方の臨時種畜検査に合格した種畜 | （畜 産 課） | 2 |
| 平成29年度保安林内立木伐採面積の許容限度 | （森 林 整 備 課） | 2 |
| 公有水面埋立免許の出願 | （漁港漁場整備課） | 3 |

【公 告】

| | | |
|-------------------|-------------|---|
| 平成29年度後期技能検定試験の実施 | （雇 用 政 策 課） | 5 |
|-------------------|-------------|---|

【特定調達公告】

| | | |
|------------------------|------------|---|
| 島根県自動車管理業務に係る随意契約の相手方等 | （総務事務センター） | 9 |
|------------------------|------------|---|

【議会告示】

| | | |
|------------------------|--|---|
| 島根県政務活動費の交付に関する規程の一部改正 | | 9 |
|------------------------|--|---|

告 示**島根県告示第489号**

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定による平成29年度地方の臨時種畜検査に合格した種畜は、次のとおりである。

平成29年9月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 種畜証明書番号 | 名前（登録・登記番号） | 品 種 | 検査成績 |
|-------------|-------------------------|-------------|------|
| 10863551596 | 中牧18の56（全和16子島黒1161740） | 肉用牛 黒毛和種 | 2級 |
| 11372727120 | 糸芳茂（全和黒15296） | 肉用牛 黒毛和種 | 2級 |
| 11361633340 | 安福德（全和黒原6078） | 肉用牛 黒毛和種 | 2級 |

島根県告示第490号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第4項の規定により、平成29年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり定めたので、同令第4条の2第3項の規定により告示する。

平成29年9月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 同一の単位とされる保安林 | 皆伐の限度たる面積（ha） |
|---------------|---------------|
| 松江地区 水源かん養保安林 | 896.91 |
| 斐伊川 " | 1,507.08 |
| 神戸川 " | 1,822.59 |
| 大田地区 " | 78.00 |
| 邑智地区 " | 1,567.36 |
| 那賀地区 " | 1,081.83 |
| 美鹿地区 " | 3,105.51 |
| 隠岐 " | 268.78 |
| 浜山地区 防風保安林 | 2.20 |
| 湊原地区 " | 1.00 |
| 長浜地区 " | 2.84 |
| 湖陵町 " | 2.40 |
| 多伎町 " | 0.68 |
| 大田市 " | 0.58 |
| 仁摩町 " | 0.28 |
| 温泉津町 " | 0.02 |
| 江津東地区 " | 1.98 |
| 江津西地区 " | 0.88 |

| | | |
|-----------|-----------|--------|
| 浜田東地区 | 〃 | 5.30 |
| 益田東地区 | 〃 | 1.34 |
| 益田西地区 | 〃 | 3.08 |
| 江津東地区 | 飛砂防備保安林 | 1.38 |
| 大田市 | 干害防備保安林 | 0.86 |
| 津和野町 | 〃 | 0.36 |
| 松江市 | 魚つき保安林 | 8.36 |
| 出雲市 | 〃 | 10.92 |
| 大田市 | 〃 | 9.90 |
| 江津市 | 〃 | 0.44 |
| 浜田市 | 〃 | 7.92 |
| 益田市 | 〃 | 1.60 |
| 隠岐の島町 | 〃 | 2.86 |
| 海士町 | 〃 | 3.52 |
| 西ノ島町 | 〃 | 1.92 |
| 知夫村 | 〃 | 1.48 |
| 松江地区 | 土砂流出防備保安林 | 21.78 |
| 斐伊川 | 〃 | 12.88 |
| 神戸川 | 〃 | 36.42 |
| 大田地区 | 〃 | 4.00 |
| 邑智地区 | 〃 | 104.68 |
| 那賀地区 | 〃 | 78.93 |
| 美鹿地区 | 〃 | 107.00 |
| 隠岐 | 〃 | 23.28 |
| 松江・斐伊川・大田 | 保健保安林 | 139.46 |
| 邑智・那賀・美鹿 | 〃 | 32.21 |
| 隠岐 | 〃 | 27.24 |

島根県告示第491号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条の規定により、次のとおり公有水面埋立免許の出願があったので、同法第3条第1項の規定により告示する。

その関係図書は、縦覧場所において告示の日から3週間一般の縦覧に供する。

平成29年9月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 出願人

松江市殿町1番地

島根県 代表者 島根県知事 溝口善兵衛

2 埋立区域及び埋立に関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

島根県隠岐郡西ノ島町大字浦郷544番33、544番38、544番15の地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び1の地点と13の地点を結んだ線により囲まれた区域

- 1の地点 浦郷四等三角点（北緯36度05分14秒.9701、東経132度59分20秒.8801、以下「原点」という。）から
22度08分11秒に555.37メートルの地点
- 2の地点 1の地点から81度46分33秒、155.65メートルの地点
- 3の地点 2の地点から171度46分33秒、28.00メートルの地点
- 4の地点 3の地点から81度46分33秒、19.85メートルの地点
- 5の地点 4の地点から351度53分47秒、37.49メートルの地点
- 6の地点 5の地点から261度58分45秒、2.44メートルの地点
- 7の地点 6の地点から351度13分04秒、4.47メートルの地点
- 8の地点 7の地点から81度50分22秒、26.80メートルの地点
- 9の地点 8の地点から81度38分08秒、22.05メートルの地点
- 10の地点 9の地点から352度10分59秒、0.71メートルの地点
- 11の地点 10の地点から261度57分11秒、72.22メートルの地点
- 12の地点 11の地点から261度48分25秒、78.26メートルの地点
- 13の地点 12の地点から261度42分43秒、71.32メートルの地点

ウ 面積

3,201.86平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

島根県隠岐郡西ノ島町大字浦郷544番33、544番38、544番15、544番43の地先公有水面及び544番33、544番38、544番15、544番43の一部

イ 区域

次の各地点を順次結んだ線及びアの地点とクの地点を結んだ線により囲まれた区域

- アの地点 埋立区域で定める原点から21度07分33秒、512.00メートルの地点
- イの地点 アの地点から81度46分32秒、154.00メートルの地点
- ウの地点 イの地点から171度46分32秒、30.00メートルの地点
- エの地点 ウの地点から81度46分32秒、63.00メートルの地点
- オの地点 エの地点から351度46分32秒、71.50メートルの地点
- カの地点 オの地点から81度46分32秒、55.16メートルの地点
- キの地点 カの地点から351度46分32秒、21.50メートルの地点
- クの地点 キの地点から261度46分32秒、272.16メートルの地点

ウ 面積

16,749.89平方メートル

3 埋立地の用途

漁港施設用地

4 出願年月日

平成29年8月21日

5 閲覧場所

農林水産部漁港漁場整備課、隠岐支庁水産局、隠岐支庁水産局島前出張所及び西ノ島町役場

公 告

平成29年度後期技能検定を次のとおり実施する。

平成29年 9 月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 実施職種（作業名）及び実施等級

(1) 特級技能検定を実施する職種

鋳造

金属熱処理

機械加工

放電加工

工場板金

仕上げ

機械検査

ダイカスト

電子機器組立て

電気機器組立て

空気圧装置組立て

油圧装置調整

建設機械整備

婦人子供服製造

(2) 1 級技能検定及び2 級技能検定を実施する職種（作業名）

さく井（ロータリー式さく井工事作業）

工場板金（機械板金作業、数値制御タレットパンチプレス板金作業）

ロープ加工（ロープ加工作業）

機械検査（機械検査作業）

電気機器組立て（シーケンス制御作業）

空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）

油圧装置調整（油圧装置調整作業）

農業機械整備（農業機械整備作業）

冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）

和裁（和服製作作業）

強化プラスチック成形（ビニルエステル樹脂積層防食作業）

石材施工（石材加工作業）

パン製造（パン製造作業）

菓子製造（洋菓子製造作業、和菓子製造作業）

建築大工（大工工事作業）

かわらぶき（かわらぶき作業）

配管（建築配管作業）

厨房設備施工（厨房設備施工作業）

型枠施工（型枠工事作業）

鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業、鉄筋組立て作業）

コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）

防水施工（アスファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業、改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）

ガラス施工（ガラス工事作業）

機械・プラント製図（機械製図手書き作業、機械製図CAD作業）

金属材料試験（機械試験作業、組織試験作業）

塗装（鋼橋塗装作業）

義肢・装具製作（装具製作作業）

舞台機構調整（音響機構調整作業）

(3) 3級技能検定を実施する職種（作業名）

機械加工（普通旋盤作業）

機械検査（機械検査作業）

電気機器組立て（シーケンス制御作業）

建築大工（大工工事作業）

配管（建築配管作業）

型枠施工（型枠工事作業）

鉄筋施工（鉄筋組立て作業）

(4) 単一等級技能検定を実施する職種（作業名）

樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）

2 受検資格

受検資格は、特級技能検定については職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。）第64条に規定する者とし、1級技能検定については規則第64条の2に規定する者とし、2級技能検定については規則第64条の3に規定する者とし、3級技能検定については規則第64条の4に規定する者とし、単一等級技能検定については規則第64条の6に規定する者とする。

3 試験の免除

試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲は、特級技能検定については規則第65条第1項の規定により、1級技能検定については同条第2項の規定により、2級技能検定については同条第3項の規定により、3級技能検定については同条第4項の規定により、単一等級技能検定については同条第7項の規定による。

4 試験実施期日

(1) 実技試験

平成29年12月4日（月）から平成30年2月18日（日）までの間で別途島根県職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。

(2) 学科試験

ア 特級

平成30年1月28日（日）

イ 1級及び2級

| 職 種 | 学科試験日 |
|--|---------------|
| 機械検査、電気機器組立て、配管、型枠施工、ガラス施工、金属材料試験 | 平成30年1月21日（日） |
| さく井、工場板金、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、和裁、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、厨房設備施工、防水施工、機械・プラント製図 | 平成30年1月28日（日） |

| | |
|---|--------------------|
| 舞台機構調整 | 平成30年 1 月 31 日 (水) |
| ローブ加工、空気圧装置組立て、菓子製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、塗装、義肢・装具製作 | 平成30年 2 月 4 日 (日) |

ウ 3 級

| 職 種 | 学科試験日 |
|---------------------|--------------------|
| 電気機器組立て、配管、型枠施工 | 平成30年 1 月 21 日 (日) |
| 機械加工、機械検査、建築大工、鉄筋施工 | 平成30年 2 月 4 日 (日) |

エ 単一等級

| 職 種 | 学科試験日 |
|-----------|-------------------|
| 樹脂接着剤注入施工 | 平成30年 2 月 4 日 (日) |

5 試験実施場所

実技試験及び学科試験の実施場所は、別途島根県職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。

6 試験問題の公表

実技試験の問題は、平成29年11月27日(月)に島根県職業能力開発協会において公表する。

なお、一部の職種については問題を公表しない場合もある。

7 試験科目

技能検定の実技試験及び学科試験は、特級の技能検定にあつては規則別表第11の5の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、1級技能検定にあつては規則別表第12の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、2級技能検定にあつては規則別表第13の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、3級技能検定にあつては規則別表第13の2の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、単一等級技能検定にあつては規則別表第13の5の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について実施する。

8 受検手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書(本人確認書類(運転免許証、保険証等の写し等)を含む)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書類

(2) 申請書類の提出先

松江市西嫁島1丁目4番地5号 SPビル2階

島根県職業能力開発協会

(3) 申請書類の受付期間

平成29年10月2日(月)から同月13日(金)までとする。ただし、郵送(書留郵便とし、「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。)の場合は、平成29年10月13日(金)の消印のあるものまでを受け付ける。

(4) 受検手数料

ア 受検手数料の額は次のとおりとし、受検申請書に添えて納付しなければならない。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

(7) 特級

| 職 種 | 実技試験の手数料の額 | 学科試験の手数料の額 |
|-----|------------|------------|
| 全職種 | 17,900円 | 3,100円 |

(4) 1 級、2 級、3 級及び単一等級

| 職 種 | 実技試験の手数料の額 | 学科試験の手数料の額 |
|-----|------------|------------|
|-----|------------|------------|

| | | |
|--------------|---------|--------|
| 下記以外の職種 | 17,900円 | 3,100円 |
| 機械検査 | 14,900円 | |
| 和裁、機械・プラント製図 | 13,100円 | |

イ アにかかわらず、2級又は3級を受検する者のうち、受検する年度の4月1日において35歳未満の者（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）に係る受検手数料の額は、次のとおりとする。

| 職 種 | 実技試験の手数料の額 | 学科試験の手数料の額 |
|--------------|------------|------------|
| 下記以外の職種 | 8,900円 | 3,100円 |
| 機械検査 | 5,900円 | |
| 和裁、機械・プラント製図 | 4,100円 | |

ウ ア及びイにかかわらず、3級を受検する者のうち、在校生（職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において職業訓練（規則第9条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練（以下「短期訓練課程」という。）を除く。）を受けている者若しくは同法第25条の規定により設置される職業訓練施設において同法第24条第3項に規定する認定職業訓練（短期訓練課程を除く。）を受けている者（現に雇用されている者を除く。）若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校に在学する者又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、中等教育学校（同法第66条に規定する後期課程に限る。）、特別支援学校（同法第76条第2項に規定する高等部に限る。）、大学若しくは高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条第1項に規定する各種学校に在学する者その他これらに準ずるものとして知事が認める者をいう。エにおいて同じ。）に係る受検手数料の額は、次のとおりとする。

| 職 種 | 実技試験の手数料の額 | 学科試験の手数料の額 |
|---------|------------|------------|
| 下記以外の職種 | 11,900円 | 3,100円 |
| 機械検査 | 9,900円 | |

エ ア、イ及びウにかかわらず、3級を受検する者のうち、受検する年度の4月1日において35歳未満の在校生（出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）に係る受検手数料の額は、次のとおりとする。

| 職 種 | 実技試験の手数料の額 | 学科試験の手数料の額 |
|-----|------------|------------|
| 全職種 | 2,900円 | 3,100円 |

9 受検申請書用紙の交付

技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、島根県職業能力開発協会において交付する。

なお、受検申請書用紙の郵送を希望する場合は、「技能検定受検申請書請求」と朱書し、返信用封筒（宛名を明記し、切手を貼ること。）を同封すること。

10 合格発表等

- (1) 合格者の受検番号は、平成30年3月16日（金）に島根県報で公告する。
- (2) 実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者には、島根県職業能力開発協会が平成30年3月中旬に書面で通知する。
- (3) 特級技能検定、1級技能検定及び単一等級技能検定の合格者については厚生労働大臣名の、2級技能検定及び3級技能検定の合格者については島根県知事名の合格証書を交付する。

また、特級技能検定の合格者には特級技能士章を、1級技能検定の合格者には1級技能士章を、2級技能検定の合格者には2級技能士章を、3級技能検定の合格者には3級技能士章を、単一等級技能検定の合格者には単一等級技能士章を交付する。

11 その他

技能検定について不明な点は、島根県商工労働部雇用政策課（電話0852-22-5304）又は島根県職業能力開発協会

(電話0852-23-1755) にお問い合わせのこと。

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成29年9月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 役務の名称及び数量
島根県自動車管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県総務部総務事務センター 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成29年8月10日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
山陰総合リース株式会社 代表取締役 影山 敬三 島根県松江市白潟本町63番地
- 5 随意契約に係る契約金額
412,403,432円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

議 会 告 示

島根県議会告示第3号

島根県政務活動費の交付に関する規程（平成13年島根県議会告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成29年9月1日

島根県議会議長 大 屋 俊 弘

- 別記様式第7号の2中「調査委託の場合は、「場所」の記載は不要。」を
- 1 調査委託の場合は、「場所」の記載は
 - 2 調査委託の場合は、委託契約書の写し

不要
及び成果品を添付すること。」に改める。

附 則

この告示は、平成29年9月1日から施行する。